

第12回

「北区NPO・ボランティア活動促進委員会」議事録

日 時：平成16年10月18日(月)午後7時より

会 場：北区役所第1庁舎 5階151会議室

出席委員：武藤 博己(法政大学法学部教授)
渡戸 一郎(明星大学人文学部教授)
我妻 澄江(北区女性のネットワーク副代表)
竹腰 里子(北区リサイクラー活動機構理事長)
榎谷 雅司(北区子どもの本に関する連絡会代表)
鈴木 将雄(東十条3丁目町会会長)
横尾 和博(公募委員)
仁尾 光宏(公募委員)
田中 清隆(公募委員)

事務局：秋元 憲 地域振興部長
小林 義宗 地域振興課長
湯本 国夫 地域振興係長
木澤 実 地域振興係主査
中山 純一 地域振興係主事

次 第

1. 議 題

- (1) 第11回議事録の確定について
- (2) 「北区NPO・ボランティア活動推進委員会」報告書構成(案)について
- (3) 「北区NPO・ボランティア活動促進委員会」報告書(案)について
- (4) 次回の日程
- (5) その他

開 会

委員長

第12回のNPO・ボランティア活動促進委員会を始めさせていただきます。

第11回促進委員会議事録の訂正について10月29日までをお願いします。

次に、報告書の構成(案)について事務局に説明をしていただきます。

事務局

北区NPO・ボランティア促進委員会報告書構成(案)をご覧いただきたいのですが、プロローグ、第1部報告の部「NPO・ボランティアぷらざ」開設に向けて、第2部は提言の部「北区版協働マニュアル」作成に向けて、そして最後にエピローグ北区版協働型行政の推進に向けてという4つの構成になっております。

まずプロローグにつきましては、この報告書の作成の目的というのが中に記載されております。具体的にはこの促進委員会がどういう目的でつくられ、なにを検討協議してきたのか。

次に第1部、報告の部。これは「NPO・ボランティアぷらざ」開設に向けてということで、3つの事例を紹介させていただいています。1つは事例に学ぶ。他の一つは「事例から導きだされた8つの教訓」としてまとめました。まず事例に学ぶについて、3つの事例を紹介させていただいています。1つは「北区富士見橋エコー広場館」開設への取組事例。2つ目が「地域情報化」への取組事例。それぞれの構成は、協働事業の概要として、協働された事業の大ざっぱな内容を中にまとめてあります。それから、協働の相手方の紹介です。最後に協働の成果ということです。「富士見橋エコー広場館」の場合ですと、「北区リサイクラー活動機構」、「地域情報化」への取組事例の場合ですと「北区地域情報化推進協議会」が協働の相手方として紹介されています。そして、3つ目が「北区NPO・ボランティアぷらざ」開設事例です。これは「北区NPO・ボランティアぷらざ」の説明、協働事業の概要、協働の経緯、それから協働の相手方の概要ということで、「NPO・ボランティア促進委員会」、「NPO・ボランティア促進協議会」、「北区市民活動推進機構」の3つを紹介し、最後に、協働の成果としてまとめました。そして、協働の事例につき皆様からいただいた意見を、コラムA、コラムB、コラムCという形でまとめてあります。また、皆様からの意見などを「事例から導きだされた8つの教訓」としてまとめました。

次に、第2部提言の部は、皆様のお話をまとめさせていただいたものです。具体的には「北区版の協働マニュアル」作成に向けての提言が主な内容になってくると思います。また、提言までに至らないものにつきましては意見としてまとめ、その前提として「協働」についての基本的概念をまとめました。4番目は「協働」のプロセス。これは全体的な流れについての説明です。5番目、「協働」マニュアル作成について留意すべきポイントとしてまとめました。

最後、エピローグ北区版協働型行政の推進に向けてということで、実際に行政が取り組むべき体制と推進すべき事業についてまとめております。

委員長

報告書の構成についてご意見、あるいはご感想などございますか。

委員

単純な字句の訂正もよろしいですか。

委員長

中身を議論して、やはり順番を入れかえた方がいいということになったらそこで構成を考えることにしまして、中身に入っていきたいと思います。

では最初はプロローグと第1部を説明していただいて、それについてご意見をと思います。

事務局

それでは具体的に内容の説明をさせていただきます。

まずプロローグ。ここのところは、この報告書の目的について記載したところです。

第一段落は、「NPO・ボランティア促進委員会」はどのような目的で設置されたのか、第2、第3段落は、「NPO・ボランティア活動促進委員会」の検討内容について記載してあります。具体的には、「NPO・ボランティアぷらざ」の開設について、もう1つは「協働」を取り巻く様々な状況を検討し、「協働」マニュアル作成についての提言をまとめたという内容になっております。この報告書の内容も、この2つの活動を示す内容になっております。

次に、第1部、報告の部、「NPO・ボランティアぷらざ」開設に向けてということで、具体的には3つの事例が入っています。

1つは「富士見橋エコー広場館開設事例」です。協働事業の概要では、「富士見橋エコー広場館」の開設計画の段階から区民と行政が協働で取り組んだ事例だということを説明をさせていただきます。イのところでは「北区リサイクラー活動機構」とはどのようなことなのか、また、ウは協働の成果です。コラムA、ここのところでは「富士見橋エコー広場館」開設にかかわった人たちの意見を示してあります。

それから「地域情報化」への取組事例。協働事業の概要では、「地域情報化」の推進という目的のために、行政から「協働」の申し出があり、それに基づいて取り組んだ事例だということを説明してあります。イのところでは「北区地域情報化推進協議会」とはどのようなところなのか、協働の成果はなにか、また、コラムBで、この「地域情報化」にかかわった人たちの意見を掲載してあります。

それから、「北区NPO・ボランティアぷらざ」開設事例です。この促進委員会が半年間にわたって検討をしてきた「ぷらざ」開設についての取り組み事例の紹介です。

まず、アとしまして「NPO・ボランティアぷらざ」とはどのようなところなのか、イのところでは協働事業の概要、それから、ウのところでは協働の経緯ということで説明をさせていただきます。それから、エ、協働相手の概要ということで、ここでは3つ挙げさせていただきました。1つはこの活動促進委員会です。2つ目は「NPO・ボランティア活動促進協議会」です。これは具体的に「NPO・ボランティアぷらざ」開設の準備検討を行っていただいた組織です。3番目は「北区市民活動推進機構」。これは「NPO・ボランティア活動促進協議会」で検討された結果に基づいて「ぷらざ」が開設され、この開設後、NPO・ボランティア活動の促進のための具体的な事業を展開している組織です。オとしまして協働の成果です。また、コラムCでは、この「ぷらざ」開設に関わった人たちの意見をまとめました。

それから2番目、事例から導きだされた8つの教訓としまして、今までのこの取り組みを通じて皆様方からいただいた意見をもとに8つの教訓としてまとめたものです。1つは情報公開・共通認識の確立が必要。2つ目は特定団体との関係が強化される危険性がある。3つ目は対等関係を確立することが必要。4番目は適正評価が必要。5番目は縦割り行政の弊害。6番目は役割分担を明確化することが必要であり、7番目、ボランティアも行政もそれぞれの社会的責任を自覚することが必要。8番目は市民活動団体の受託能力への危惧ということで、以上、8つの教訓としてまとめさせていただきました。

委員

6ページのコラムAのところでは、「NPOへの丸投げは好ましくありません」とありますが、

指定管理者制度が導入されれば、ほとんど自分たちの責任で全部やらなくてはいけない。丸投げにも等しくなるということがあるわけです。もう1つは、「法人格のない任意団体に事業委託したというのは、行政の英断だと思います」とあります。これは、法人格の無いところに事業を委託したということをここに正式に書いてもよろしいのかどうか。これは、非常に変わった事例だと思います。当時、法人格のないところに条例によって委託するということがなかったのです。それで、ここに書いていいのかということをお伺いしているのです。

委員長

例えば国際化を推進する国際化協会などを設立するときには法人格が取れないまま委託するということは結構あるんじゃないですか。

地域振興部長

北区では、確かにその当時では、北区でやる部分としては英断であったと。

委員

かかわった人の意見なら別に構わないのではないのでしょうか。適合性についてさかのぼって責められるということはないですよ。

委員

ええ、それはありませんけれども。確かに英断であったことは確かだけれども、こういう書き方をしてもいいのかということをお伺いしたい。

委員長

発言された方がご自分で撤回するというのであれば問題ないのですが。指定管理者に移ったらどうなのかというとき、それを指定管理者へ丸投げだというふうになるのか、それとも信頼して全権委任したというのか、考え方の違いだと思うのです。

地域振興部長

指定管理者制度が導入されると、今よりもさらに委託の仕様書などが細くなる。成果そのものをきちんと計れるようなものが求められてくるのでもっと厳しくなってくる。

委員

そうなのです。ほとんどの責任を全部私どもが受けることになるということなのです。今だったら、管理を委託されていますけれども電話代などは役所の管理下にある。だから、その責任は課長が持っているということになるのですが指定管理者となるとまた違ってくる。「協働」といっているけれども、その点はどうなるのかと。また、行政が手を引いて失敗した例があり、逆に、行政が全然手を出さなくて失敗した例もあります。やはり行政に丸投げされたらできないということがあってこのように書きました。

委員

ちょっと質問ですが、根本的にこの「コラム」というのはどういう理解をしたらいいのですか。単なる意見ということであれば余りこだわることないような気がするのですが。

事務局

この「コラム」は、促進委員会の議事録の中から関連する部分をピックアップしたもので、基本的に皆様の意見をもとにつくられています。

委員

ですからこの「コラム」の内容は正しいとか正しくないとかということではないのですよね。1つの意見として列記してあるわけでしょう。

委員

いわゆる報告書に厚みを持たせるということですよね。単に形式的な紋切型の報告書ではなく、多様な意見を集めたものだ。

地域振興課長

おっしゃるとおりで、この報告書をお作りいただくそのバックボーンとして、この促進委員会ではこういう意見がありましたということです。

委員

「NPO・ボランティアふらざ」については、直接、我々がかかわって事業を進めています。協働についての一応の成果はあると思うのですが、なお克服されていない課題とか今後の展開が待たれる問題などがあるのです。そういったことについて、ある程度は記載されているのですが、本文の中である程度の意見集約というのは必要ではないのかなと考えるのですが。

委員

まだ最初の段階ですよね、皆さんの意見もよくわかっていなくて意見を出している人もいますし、自分ならどうするのかというところを余り考えない意見もありますし。

委員

私が気になるのは、「ふらざ」に期待すべきことや「ふらざ」の役割という部分があり、その方向に向かうために克服すべき課題は何で、どのように解決していくのかを報告書の内容として触れてもいいのではという気がするのですが。

副委員長

発言は具体的に、ここをこのようにした方がいいと言わないと、消えてしまうのではないのでしょうか。それから、指定管理者制度というのは、細かく、どういうことをやってほしいとか、必要であれば協議をして一緒に考えると、あるいは報告を行うとか、そういうふうになっているので、必ずしも丸投げとは言えないのではないかなと思うのです。ただ責任の持ち方が違ってくるということは確かです。そういう意味で「丸投げ」というかどうかはわからないのですが。

委員

でもここは指定管理者制度のことは何も言っていない。

副委員長

そうそう何も書いていないから、あえて深読みする人は余りいないのではないかと。

委員

「エコー広場館」開設の時にどうだったというご意見であって、ここに指定管理者制度をこの欄であえて持つてくる必要はないのではないのでしょうか。指定管理者制度は後ほど出てくるわけですから。

副委員長

コラムとはいったいどういう性格のものなのかを簡単に説明したらどうでしょう。それから、前の報告書もそうでしたけれど、コラムは大体、枠で囲ってありますよね。これは原稿の段階ですからまだやってないけれども、本文とは違うよということをわかるようにしておかなければいけないと思います。

委員

最後の方のコラムが余り長くて、読んでいるうちにコラムだか何だかわけがわからなくなってしまいます。また、ほかの本文と同じような番号振りをしていますよね。だからわかりにくいのです。

委員長

では、「丸投げ」については特に問題がないので、発言された方が「落としてほしい」ということでしたら落とすということによろしいですね。次に、「法人格のない任意団体に事業委託したというのは、行政の英断だと思います」については、行政が落とした方がいいということでしたら落としてもいいというご意見です。でも全体としては落とす必要はないのではないかと思います。

委員

この11ページの「協働にかかわった人の意見をもとに8つの教訓」と書いてあるでしょう。結構重要な位置を占めている。「コラム」でいいのかと反対に思います。

委員

コラムの扱いをどうするかを検討した方がいいですね。

地域振興部長

それは、副委員長が先ほどおっしゃったように、プロローグの中でコラムの性格づけ、位置づけを書き加えておけばいいわけですね。

副委員長

コラムという名前をやめて。

委員

意見集とでもした方がいいのではないのでしょうか。そうでないと、時間のないときには読み飛ばしてもいいという感じになる。暇なときにでも読んでみようみたいな。

地域振興部長

ただ、そのところに何かタイトルがないと、プロローグの部分で書きにくいのです。

委員長

プロローグには書きましょうよ。それで、コラムではなくて、意見Aとか意見Bとか。意見集Aとか意見集Bとかそういうふうにやればどうでしょうか。関係者意見集A。ちょっと固くなりますね。かかわった人たちの意見でA、B、C。その最後の部分を前に持ってきてコラムという言い方をしなければいいのではないですか。

副委員長

プロローグで書く事例についてはかかわった人々の意見を整理して掲載してあると。これはいいですね。

委員長

ではそういうことで、今まで出たところは整理していきたいと思います。

委員

その7ページに「ボランティアぷらざ」の開設事例があります。この書かれているとおりで全然問題ないと思います。それから、先ほどの意見、「コラムC」ですけれども、実際はそうじゃないのにと反論したいところが多々ありますけれども、意見は意見です。民主主義というのは基本的に意見を尊重する、少数意見を尊重する立場ですから、これは当たっていないのではないかなと思う場合でもそれはそれで、意見として載せていいのではないかなと思っています。そういう意見を切り捨てるということではなくて積極的に取り入れていただいた方がいいのかなと思っています。

あとは9ページの真ん中の「北区市民活動推進機構とは」というところで、具体的に平成16年の取り組みの状況をここに「NPO法人入門講座」とか「夏！体験ボランティア」とか「NPO・ボランティアカレッジ」と書いてあります。抽象的な話ではなくて具体的にこうしている

よという、具体的な成果みたいなものを書き加えていただいております。できればほかにもまだやっている、例えば新しい市民活動専門の「みにきた」ウェブというのも試験運用が始まっておりますので、そういう具体的な成果をできればなるべく書いていただけるとありがたいと思います。

委員

もう試験運用ではなくて、登録している団体がありますので運用が始まっています。

委員

そうですね。もう運用が始まっています。そういう具体的な事例をできれば新しい、できたての組織なので、載せていただければありがたいと思っております。

委員長

はい。先ほどまだ、課題が残っている云々という話ですが、それはここに書くという話ですよ。

委員

今後、「ぶらざ」をどうするかという議論の中で、課題がはっきりしてくると思います。実際、日常業務として担っていただく方のノウハウなど、今後も継続して事業を進めていく上での問題があると思いますので、特に文章で触れなくてもよろしいと思います。

委員

それで構わないとおっしゃったのですけれども。はてなと思うことが意見の中に結構あります。例えば、「北区市民活動推進と言いながら官主導が強過ぎます」という発言が意見の中に入っています。これは本当にかかわった人の中で、そういう意見があったのか首をかしげますけれども。

それからその次の3つ目の「協働」というときれいだけれども、「協働」はお互いに独立していることが、という文章。これは、独立ではなくて自立ではなかったかなと思うのです。

委員

そういう意味だと下から3番目のボランティアは自主的、自発的な活動ですが、気まぐれな運営は許されませんと、別に気まぐれな運営をしているつもりは全然ないのですけれども。

委員

これは今後こんなふうにならないようにという意味ではないですか。

委員

一般論ですね。先ほど言ったように民主主義ですからいろいろな意見は大いに歓迎なので。

委員

今の「運営」というのがおかしいのですよね。ボランティア自身が気まぐれではいけないということなのです。

委員長

だから団体にして継続を持たせるということだと思っておりますけれども。

この意見は出てきた意見を全部どこかに張りつけたのですか。それとも取捨選択をしたのですか。

事務局

選択しています。

委員長

そうするとこれを選んだ理由は、例えば官主導が強過ぎますというこういうご意見については、

事務局

重複している意見は載せていないです。

委員長

選択しているのではなくて全部の意見を載せているということですよ。とするなら、最初の説明のところ、その内容をコラムに書いておかなければいけないと思います。議事録の中から関連する意見を全部出しているのですか。

事務局

拾いきれていないところもあると思います。

委員長

例えば、「ぶらざ」の開設に関してはアンケートをしたわけですよ。そのアンケートは全部入れているのですか。

事務局

資料2として、最後のページのところに掲載してあります。8つの教訓をまとめる上で具体的にはこの促進委員会だけではなくて、協議会会員へのアンケートを実施し、そのアンケートからいただいた意見も中に入っています。

委員長

この意見、先ほどの10ページに戻れば、これは明らかにアンケートの意見ですよ。

委員

でも、こんなふう感じたわけだからその時点で、しょうがないですよ。全部が褒めた意見だったらあり得ないですよ。

委員

1つ言えることは、この「北区市民活動推進機構」がまだほやほやなのです。それなので、こういう意見が出てもしょうがないかわかりませんがね。

委員

「エコ広場館」開設にしても「北区市民活動推進機構」にしても、どこに問題点があり、どこに特色があって、どういうふううまくいっているのか、それを評価するというような形がいいのかなど。同じように「ぶらざ」に関して、成果というよりもどう評価するのか、指針に基づいて「ぶらざ」をつくったけれど、それに対してどういう評価を与えているのか、指針に沿って考えるとどういった問題点が残っているのかということをしっかり書いた方がいいのかなど。

委員長

先ほど、少し課題を書いたらどうかというご意見があったのですけれども。

委員

この報告書をまとめる上での「ぶらざ」の役割としての課題でもいいですし。成果だけではなく、そういったところにも触れた方が、今後、最終的には自立した団体になると思うのですけれども。

委員長

ここに書かないとほかに書くところがない感じがしますね。あとは「協働」のマニュアルになっていきますので。まず成果かどうか、ここを議論しましょうか。

委員

成果はありますよ。それから課題もある。成果がないと、私は何をやってきたのかと思います。もう10年ですからね。皆さんがすごく努力をして、それなりにやってきたと思っているけれども。ただ、これからの活動において課題がないわけではありませんと言っているわけです。

委員

立場だと思うのです。この促進委員会として「エコ広場館開設の事業に対しては、素晴らしい

効果がありました」という評価をしています、というような方がわかりやすいと思ったのです。「ぶらざ」もその流れで書けるかなと。効果というよりも私たちがどう見ているかだと思います。

委員

評価となると、外部評価をしてもらわないと、自分で自分を評価できないのですよね。

委員

一応この委員会で評価している。だから評価という言葉が適当かどうかはわかりません。

委員長

評価というとやはりA、B、Cがついたりしてきます。妥協案ですが、「エコー」と「情報化」については成果のままでいい、「ぶらざ」については進行中であることから、成果として位置づけないとしてはどうでしょうか。

地域振興部長

後ろの方に、3つの原則5つの視点とか、8つの課題とか、8つの教訓とか、普遍化したものとして整理されているわけですが、これではだめなのではないでしょうか。これらは、現実に取り組んだところを分析した結果導き出されているわけですから。

委員

課題は確かにありますね、8つの「教訓」と書いてありますから。

地域振興課長

具体的に言うと「ぶらざ」ないしは機構の運営については、この8つの教訓と11ページから書いてある1から10までに全部当てはまってしまうので。

委員

「ぶらざ」自体は開設して今年の11月1日でしたからまだ1年もたっていないし、「機構」自体も2月にできてまだ8か月くらいです。だから成果と言っていいのかもしれないとも思います。

地域振興課長

先駆的に、協働事業として「エコー広場館」と「地域情報化」では一定の成果が得られたけれども、かかわった人のいろいろな意見もあって、こういう11ページ、12ページにあるような形で課題というか教訓が導き出されましたよというような流れでいかがでしょうか。

委員長

そうすると、この9ページのオの「協働の成果」は、これはこのまま。

委員

そういう流れならそうなりますねという。

副委員長

「ぶらざ」の課題については、事例からこういう一定の成果が出ていますよということで、それ以上ここでは書きにくいのですよね。本当は、後半の方で中間支援組織の今後の課題として書いておくといいたいですけれども。

委員

私はそういう発想だったものですから。そういう問題点を具体的に書いていった方がいいかなと。

委員長

この部分については、もう一度、全体で議論できますので。

直していただきたいところが、具体的にありまして、これを順次検討していこうと思います。

内容にかかわる部分として、書き方としては、最初のプロローグは区の記事という感じがするの

です。例えば真ん中辺に「今後の区政展開にあたっては『区民とともに』すべての施策を貫く」云々と。まるでこれは区の文章ですよね。これはこの報告書を書くのは促進委員会なので、促進委員会としての文章にするためには「区政展開」ではなくてもう少し人ごとのように言わないと、まるで促進委員会が区行政を担ってきたみたいになりますから。その点を少し直してください。

それから、6ページで真ん中辺に「I V I S」が出てくるのですが、下の方に「I V I S」が出てきて下の方に「インターネット・ボランティア・インストラクター・システム」と出てくるのですから、これは最初に出てきた方に持って行って下さい。

その他、ご指摘の点について整理していきたいと思いますが。

委員

目次にページが振っていないので、これがどこか全然わからなくて探してしまったのです。

委員長

これは構成案というか目次になるわけで、目次にはページがつきます。

4ページ下から6行目。「他の一つは」が「もう一つ」。一つは、もう一つは。これもご指摘のように「他の一つ」よりも「もう一つ」にしたいと思います。よろしいですね。

それから8ページですが、まず10行目。「開設後の施設運営には」が「施設運営には」を削除した方がいいと、同じ行に「運営を担う組織として」という言葉が重なっている。

委員

「開設後の施設運営には、NPOぶらざの運営を担う組織として」というのが2つ重なっていて文脈がちょっとしつこいかなと、単純なことなのですが。

委員長

そうすると「開設後」は残すのですか。

委員

そうです。「施設運営には」だけ削除します。

委員長

「開設後の」だけ。そうすると点も取るわけですね。「開設後の『北区NPO・ボランティアぶらざ』の運営を担う組織として」とこうなるわけですね。

委員

そこに「母胎」と書いてありますが、ここは「体」ですよね。

委員長

次に、8ページのウの協働の経緯の10行目「施設を利用する人など」、これを取った方がいいと。これはどういう趣旨ですか。

委員

私は記憶していないのですよね。どこの施設の利用者のことを言っているのか、広く北区ニュースで呼びかけて、広く北区中から集まったと私は覚えているので、ここで施設にこだわらなく、広く呼びかけたということでもいいと思うのです。

委員長

なるほど。事務局の方はどうですか。

事務局

委員のご指摘については、こちらで直させていただきます。ただ、11ページ目の～までの8つの教訓のところの言い方について検討して頂ければと思います。

委員

戻って8ページの「開設後の施設運営が」というところ、ここは「ぷらざ」という施設を運営ではなくて、事業運営ということになるのではないですか。施設運営ではないということで。

事務局

「また、開設後の北区NPO・ボランティアぷらざの」その次の「運営」も問題にならないですか。「事業運営」を担う組織となるのでは。

委員長

ここは「施設運営」と書いてあれば問題になりますが。単に「運営」だったらいいのでは。

事務局

「事業運営」ではなくていいですか。

委員

本当は「事業運営」ですね、施設はほとんど役所の人が運営しているわけだから。

地域振興部長

ただ今はそうだけれども。「事業運営」、「施設運営」両方とれるような形にしておかないと。だからこのままでいいわけですよ。

地域振興部長

だから頭の「施設」だけ取ってしまえばいいわけでしょう。

委員長

ではこの11ページのこの枠の8つの教訓を、「の」が入れることも含めて。枠の中ですから「の」は余り関係ありませんが、少し文章を直しましょうか。

委員

にほかのものを全部合わせたのです。ばらばらだったので、そういうことです。

地域振興部長

ということは 番が「必要」を取るだけではなくて、確立の必要性にしないと と整合が取れないのでは。 も「強化」でやめてしまえばいいのでしょうか。

委員長

「確立」。そしてその「が必要」は取るわけですか。

委員

でも、「関係を強化」してしまうとまずいですよ。やはり「危険性」ですよ。強化してしまうと強化するのか、みたいになってしまうのです。逆です。ただ「危険性」と「弊害」と「危惧」というのはそのまま残しておかないと、これをやってはいけないということですから。

委員長

だからこれで順番を変えて「危険性」と「弊害」と「危惧」は最後の 、 、 にまとめた方がいいのではないですか。

地域振興部長

「必要」を取ってしまうのではなくて「共通認識確立の必要性」にしたらどうでしょう。

委員長

「の必要性」の方がいいですかね。それから「特定団体との関連強化の危険性」。「対等を確立することの必要性」ですね。それから「適正評価の必要性」。「縦割り行政の弊害を是正する必要性」。

地域振興委員

番なんかは「役割分担の明確化」で切ってしまった方がいいのではないですか。

委員長

「役割分担の明確化」、そうですね。「縦割り行政の弊害」はこれでいいですか。「適正評価の必要性」。「ボランティアも行政もそれぞれの社会的責任を自覚することが必要」これは長いじゃないですか。

副委員長

読めば中身がわかるようにして「互いの社会的責任の自覚」ですっきりと。

委員

番は。「縦割り行政の弊害化」、「弊害」でいいのですよね。

委員長

そうしたら、「弊害」ではなくて、「縦割り行政の是正」というような、そういう内容ですね。

その 番目も何か「受託能力への危惧」とね。むしろ「受託能力の期待」の方がいいのではないですか。

副委員長

今、 を「是正」と変えたのだからここも同じパターンで変えた方がいいのではないですか。受託能力の「構築」とか「育成」とか。

委員長

受託能力を「高める」ことの必要性。そういうことですよ。

委員

おかしいですよ。「養成」とか「啓発」というのは。スピーディにいったら、「活動団体の受託能力を高める」とか、もう少し建設的に。教訓ですからね。教訓をどうとるか。

委員長

「受託能力の強化」ですね。そうすると課題になりますね。「情報公開・共通認識の確立の必要性」と「特定団体との関係強化の危険性」。これも何か2番目に持ってくるような話なのかどうかというのはちょっと気になるのですけれども。「対等関係を確立することが必要」は「対等関係の確立の必要性」。

委員

教訓だから、私は「必要」でもこの文章はこれでいいと思うのですけれど。

委員長

「適正評価の必要性」、「縦割り行政の是正」、「役割分担の明確化」、「互いの社会的責任の自覚」、それから「市民活動団体の受託能力の強化」という8項目ですね。

副委員長

すみません。その本文の上の方の2行目なのですけれども、「協働」にかかわった人の意見を「下」とありますが、「もと」はこの「下」というこれではないと思うのですよ。平仮名にした方がいいと思います。この場合は。

委員

先週、副委員長から言われて気にしていることが、「協働」という言葉のひとり歩きを考えているのですけれども、このページになると全部の「協働」にかぎ括弧がついているのです。前のページまでは「協働」につけたりつけなかったりしているので、このかぎ括弧をつけるということで特別

な意味をつけたという意図はあるのですか。

事務局

具体的には、特別な意味を持たせようということでしたのですけれども。その次の、「協働」とはというところで定義づけはされているのですが、基本的にこの場所を使っている「協働」とはこういう定義づけの「協働」だということの意味合いを持たせたいのですが。

委員長

入っていないところあるのですか。かぎ括弧がついてないところがあるというご指摘でしたけれども。

委員

もしついていないところは、かぎ括弧をつけるのを忘れただけなのではないですか。

委員長

意見のところ今見つけましたね。7ページのコラムBの最後の意見。「一緒に働くこと（協働です）」とこう書いてあるから。でも、ここは意見だからな。意見の中にも全部かぎ括弧をつけているのですか。

委員

ええ、でもコラムBの上の方には全部「協働」にかぎ括弧がついていて、でもこれはつけない方がいいですよ。意見ですから。こちらが意図して使うときだけ括弧をつけた方がいいと思う。

委員長

そうね、意見のところの「協働」は括弧つけない方がいいかな。だってその発言した人はアンケートに答えた人だった場合には、この「協働」という意味ではなく使っているかもしれませんね。

副委員長

でも、コラムの中はふぞろいです。

委員

まあ1人1人のということで。

副委員長

書いたものはそのまま全部出してしまうと。

委員長

外した方がいい。本文は全部括弧をつけて。

委員

これは引用文だから。引用文は仕方ないですけれども。

委員長

そうしたら、このプロローグのところやはりそういうことも少し書き加えてください。その意見集はどうやって集めたか、それから「協働」の言葉については、かぎ括弧のついているところは、13ページの提言の中の「協働」の定義を考えたからかぎ括弧をつけたということですね。

副委員長

言わなくてもいいんじゃないですか、そこまでは。

委員

この18ページの8つの課題というところとダブっているのですが、順番がふぞろいで。どっかに合わせた方がいいかなと、整合性というか。例えば「行政の縦割り」というのは今、別の言葉であらわしましたよね「縦割り行政」というふうに。全部一致はしていないのですけれども、重なった

り順番が変わったりしているような気がしているのですけれども。

事務局

基本的にはこの8つの教訓のところでも盛り込まれていないものもあるのですけれども、内容の順番につきましては極力同じような形で合わせてあります。「相互理解の不足」というのが番に対応し、「特定の関係が強化される」というのが 番にあります。「対等関係の確立」というところが「下請け化」と絡んでくるのではないかと、あるいは「パートナーとしての選択基準が不十分」だとか。それから「行政の縦割り」と「役割分担」は同じような形で。また、「協働の効果が不透明」というところが教訓のところには出てこないのですけれども、あとは「遂行能力」に関するものということで 番です。

12ページの のところのご指摘のところ、「ぶらざの開設準備を進めることのできる区民の皆さんが集まるかどうか心配との意見がありました」という意見があったわけですが、ちょっとわかりにくいかなというところがあります。

委員

よくわからないので、どんなふうな意味かというのを私が書きました。

委員長

なるほど。いかがですか。この直したものでいいのではないかとということです。

委員

話をまたゼロに戻すということではないのですけれども、やはり、「富士見橋エコー広場館」の開設や「地域情報化推進協議会」の成功があり、そのような活動をもっと活性化しましょうということで指針が出て、指針をもとに「ぶらざ」をつくりました。今回の促進委員会の設置目的は、「ぶらざ」の開設と、そして、マニュアルの作成という2つがあった。そうするとこのメインは「ぶらざ」をつくり、中間支援組織としてこういうものをつくった。その結果、こんな活動をしていて、この促進委員会はこんな評価をしていますと。こういう流れの報告書がすっきりしているなど。だから教訓とダブりますけれども、それは現実的に「ぶらざ」の話をして、中間支援組織としてどんな点がまだ問題としてあるのだというような形の方が、非常に流れとしてはすっきりしているなどは思っていたので。

委員

そうすると今のお考えだと、教訓という言葉ではなくて、今後の課題とか。

委員

だからこの部分はやはり「ぶらざ」の評価で、当然「機構」があるので評価は「機構」がやることになりますが、促進委員会として「ぶらざ」に対してどう評価をしているんだと、流れとしてはそういう報告書なのかなという思いがありました。

委員長

このところ「オ」で終わっているところを「カ」を加えて、どうですか「ぶらざ」の課題のようなものを書いてもらうというようなことでは。

委員

ここに出ている教訓がすべてに当てはまっているのかなと感じています。

委員

書き方だけの問題になると思うので、別にそこにこだわっていません。

委員長

では、時間の関係もありますから2部へ行きましょう。

事務局

第2部、提言の部とそれからあと最後のエピローグのところを説明させていただきます。

第2部提言の部「北区版協働マニュアル」作成に向けてということで、まず1から3まで、「協働」とはから、「協働」によって期待される効果、それから「協働」の原則と課題というこの3つにつきましては、この「協働」に関する基本的な概念の説明についてということで記載してあります。この「協働」とは、ということで一番最初に定義づけを行っています。「市民活動団体と行政とが、互いにその特性を理解、尊重しあい、共通の地域課題の解決に向け、対等の立場で取り組むこと」というふうに定義づけをしています。

それから2番目、「協働」によって期待される効果として、全部で5つの視点から効果についてまとめてあります。住民、市民活動団体、行政、住民と行政、それから市民社会の5つの項目です。

それから3番目、「協働」の原則と課題ということで、まず原則につきましては3つの原則を挙げました。目的共有の原則、対等の原則、自立化の原則。それから協働を進めていく上で考えるべき視点として5つ挙げました。相互理解の視点、公開の視点、正当な対価の視点、自己変革受容の視点、それから自主性尊重の視点です。ここまでが一応基本的な概念についての説明ということになります。

それから4番目で「協働」のプロセス。この(1)では全体的な流れについて記してあります。(2)「協働」の具体的な流れということで、これも一部の全体的な流れを具体的にさらに細かくSTEP1からSTEP6までの間で説明しています。

それから5番目。ここから先は提言をする内容になってくると思いますが、5番目「協働」マニュアル作成について留意すべきポイントということで(1)が「北区版協働マニュアル」のあるべき姿について、(2)が協働提案事業の選択のポイント、(3)が協働事業を公募する場合のポイント、(4)が協働団体の選考のポイント、(5)が事業の選考のポイントということです。(6)が事業を進めるポイント、(7)が評価する上でのポイント、(8)が事業を見直し方法のポイントとなっています。

その次のフローチャートなのですが、これは今言いました(1)から(8)までのポイントを、その前にありました全体の流れの中でそれぞれのポイントを落とし込んだものです。

あとはコラムF、ちょっと中が長文で見にくいという意見がありました。このコラムFのところでは、協働マニュアルにかかわる意見として挙げさせていただいています。

それから次のエピローグ、北区版協働型行政の推進に向けて、ということで、体制づくりとそれから推進すべき協働事業について中に記してあります。推進体制につきましては、この(1)それから(5)までありますが、(1)は北区NPO・ボランティア活動促進委員会についての設置、その目的等について記載されています。それから(2)「協働」マニュアル専門委員会はどうかと、それから(3)NPO・ボランティアがら、あとは総合窓口の設置と、それからNPO・ボランティア活動推進委員の設置といった組織体制をつくっていこうということで記してあります。

それから2番目の推進事業です。ここでは(1)のところワンストップサービスによる「協働」の推進ということで記してありますが、大もとの文章というのはかなり長かったのですが、全体のバランスを考えてこのくらいの大きさにしました。中身は非常に濃いものがあるとは思いますが、とりあえず全体のバランスを優先させたというところがあります。(2)協働推進の仕組みということで、これはもうワンストップサービスというよりももっと長文になっておりますが、そのところで協働事業提案制度というのが掲げられております。これは具体的に推進する上で、というの

があるかなと、そういう位置づけになっています。それから（３）NPO・ボランティアカレッジ、これは、現在、開校に向けて進めているところです。それから（４）「協働」マニュアル作成事業、それから（５）地域資源活用マップ作成専門委員会、あとは（６）職員の意識改革などです。こういった事業をこれから取り組んでいこうということで挙げさせていただきました。

委員長

その最後のエピローグの性格なのですが、これはこの委員会としてこういうことをしたらどうかという話のまとめ方なのですが、もう既に取り組んでいるものもこの中にはあるのですか。例えば28ページの推進体制の（２）の作成専門委員会というのが。これはワーキンググループが設置されと書いてあるから、もう設置されているわけですね。

事務局

いや、そうではなくて、これからこの促進委員会で検討していただいたマニュアル作成のポイントに基づき、庁内でワーキンググループを立ち上げる形になると思います。

委員長

「設置され」と書くと、設置されたみたいに思ってしまったのですが。「を設置し」ですよ。ほかにもよく見ると。「ホームページで公開しています」これはいいのでしょうか。少しその意味ではおかしい文章がありますかね。

委員

プロローグとかエピローグとか別にいいのですけれども、これはたくさんの方が読むに当たって年配の方なんかは非常に違和感があるような気がするのですが、日本語にした方が無難じゃないですか。

委員長

事務局でこのプロローグというのをを使った積極的趣旨はありますか。

地域振興部長

別にこれはこだわりませんから。構成上の問題ですから。

委員

そのプロローグが1ページ、これもう少し長くなるかもしれないですけども、割と短くて、何か「はじめに」という感じですよ。それでエピローグがやけに長いような。これエピローグというより何かもっと違う言い方にした方がいいと思うのですけれども。

委員長

「はじめに」ですとちょっと単調過ぎて、違和感を持たないかもしれませんがどれも読まない。

副委員長

プロローグは「はじめに」でいいと思うのです。最後のところは第3部にしてもいいのでは。そのくらいの重みがありますよね。中身は。

地域振興部長

3部のタイトルは何なのですか。

副委員長

第3部、北区版協働型行政の推進

地域振興部長

第2部は提言の部になっていますよね。第三部は中身としては提言の部ですよ。そうする

と提言の部の第1章が「北区版協働マニュアル」で、これは、第2章ということになるのですか。

委員

でも第1部の方は章がなくて、第2部だけ章があるのですか。

地域振興部長

第3部の方がおさまりがいいですね。ただ、何かタイトルを考えなくてはいけない。

委員長

ですから提言の部その1、提言の部その2、ではちょっと能がないですね。今後に向けての部、というのでは「部」が余計ですね。ここは、報告の部、提言の部、推進の部など、北区版協働型行政の推進に向けてで、何か考えていただいて。

委員

前の報告書には、どうして、今、協働が必要か、どういうまちに住むのか、皆で「協働」していいまちをつくっていきこうというような記述がありましたよね。どういう町をつくっていくのかというのがまず一番大切なことで、そのために「協働」するというのが、私自身の活動の基点にいつもありますけれども、それがなくていいんでしょうか。この書き出しですと、一般の人たちには、なかなかわかりにくいと思うのです。

委員

プロローグが「はじめに」なんですから、その前ということはありませんよ。

委員

どうしてそうするのか、その記述がないとおかしいと思うのです。みんなでいいまちをつくっていきこうじゃないか、行政も住民も一緒になってやるんだという、そういう想いが何も書かれていない。やはりそういう想いを入れるべきだと思いますよ。

委員長

13ページに書いてあるような書き方では。

委員

ちょっと薄いですね。「あらゆる場面で区民とともに、目指すこととしております」とこれは役所がそう思っていることですね。やはり、初めに「協働」とか何とかがありきじゃなくて、どうしてそういうことが今必要になってきたかということをどこかに書いた方がいいと思います。

委員

それはこの前の「区民活動促進検討委員会」で詳しく書いたのですよね。あそこで書いたから今回は削ろうということになったのでしょうかね。

委員長

それはおさまりがよくなかったから切ってしまったのですか。

事務局

最初の報告書では「協働」について記載してあったのですが、その「協働」の部分については議論していないとの指摘があり、これを受けてその部分を全面的に削除しました。ただ、「協働」という言葉を使う上で「協働」についての基本的な概念は整理しなければいけないということで、最初に、「協働」の定義を持ってきたのです。

委員

やはり、どうして一生懸命いろいろな議論をしているのかがわかった方がいいですよ。NPO・ボ

ランティア活動を促進していいコミュニティづくりをして行こう、そのためには、どうしても「協働」が必要になってきた、そういう記述がどこにもないですよ。

委員

定義の「活動団体」というところについてなんですが、この全体の流れがやはりどちらかという行政と事業を一緒にやっていく相手としての団体、そういうイメージがかなり強いのですが、いいまちをつくるために皆が知恵を出し合い、新しい仕組みをつくるための1つの手法が「協働」ですという意味だと思うのです。だから行政との相手は団体ですよという意味ではなくて、課題を発見して、あたらしい仕組みをつくることも「協働」ではないかと思うのです。

委員長

行政は、個人とも団体とも協力し合いますが、個人と組織で対等の立場になれるかは疑問です。ここでは狭い意味での「協働」で、対等な関係に立って契約を結びながら進めていくようなことを言っているのです。それで、なぜ今協働か、というようなことを事例に学ぶ前に書けばいいのですよね。本文の第1部の初めのところに。

委員

今までいろいろな試みをしてきたけれど、成果や効果があったか、どんな課題が出てきたか、それを解決してもっと広く「協働」を進めていこうと、そういうことがないとちょっと。

委員

1が「なぜ協働か」、2が「事例に学ぶ」というふうに下がっていくわけですね。3が8つの教訓になると、3があった方が収まりがいいかもしれませんね。

事務局

これは第1部の報告の部「NPO・ボランティアぷらざ」開設に向けてという、この次に縦1の番号を振り、2番目が「事例に学ぶ」という形になるのですか。

委員長

第1部のその下に「なぜ協働か」の間に文章が3行ありますね。1が「なぜ協働に取り組むか」ですね。2で「事例に学ぶ」として、「協働」をわかってもらうために事例から具体的に見ていこうということですね。「協働」を進めるため、ほかの部署でも考えてもらうためにこのマニュアルを考える、というふうに話が進んでいきますね。

委員

19ページのところ、パートナーとしての選択基準が不十分と書いてあります。この中で「実質的に営利を目的としていたり、犯罪的な活動をしている団体が増えてきています」と、こういうふうに断定してもよろしいですかね。

副委員長

これは、そういう活動をしている団体も「見られる」としたら。

地域振興部長

「犯罪的な活動をしている」を残していいのですか。例えば「社会的に問題がある」に直すとか。

委員長

会社の附属機関みたいなものもNPOの資格を取ってきているのです。それでどんどんふえているのです。それから行政の下請けのNPOも増えていますね。これも問題ですね。

副委員長

ではこうですか、「実質的に営利を目的としていたり、社会的に問題のある活動をしている団体も見られるようになってきています」くらいに。

もう1ついいですか。コラムDというのを、私はこれは異質だから、何かうまく分けた方がいいと思いますね。

それからその下の2のところの「協働によって」というところは括弧が必要でしょ。それから16ページの3も「協働の原則と課題」というのが「協働」となった方がいいと思うのです。それから18ページの(3)の「協働をすすめるための」というのもこれも括弧が必要ですね。それで20ページに行くと協働にまた括弧がついているのですよ。ふぞろいなのですよね。内容の方が大事だから、形式は後で変えたらいいのですけれども。

委員

あと、18ページの8つの課題の囲みの中のことですけれども、ここもふぞろいなので何か統一した方がわかりやすいと思うのですけれども。例えば、課題と言っているだけですから 番などは相互理解とすれば、相互理解が課題だというふうになるわけですから「の不足」を取るとか、ちょっとそろえた方が読みやすいと思います。

委員

1行目(3)のタイトルの下の「教訓にともづき」というのは「基づき」の間違いですよね。

委員

字句について。17ページ上から5行目のところに「市民双方の力を引き出すことになるます」になっています。「なります」の間違いです。それから19ページ、下から10行目くらいのところに「「協働」の中には、市民の活動の方が主であり、行政がサポートするという発想は入っ」、「て」が抜けているような気がします。別に読んだということを行っているわけではないのですけれども。

委員長

私も13ページの「協働」の定義のすぐ下なのですが「「協議」・ときめき戦略、「協議」推進本部、「協議」事例集など、北区においても「協働」という言葉を様々な場面で使用しています」。北区においても使用していますという北区の文章なので、北区においても使用されています。受身にして人事のように少し、区のことには書いた方がいいのかなと。

委員

「協働」を全部括弧で囲っていますが本当のところ、「協働」ときめき戦略というのは囲ってあるのですか。これだとタイトルに見えなくてばらばらに見えるので。例えば「協働」推進本部は本当に協働推進本部ですよね。ただ「協働」だけかぎ括弧で囲うと言葉として読みにくいというか、要らないかあるいは、その協働推進本部を全部くくってしまうかどちらかだと思うのですけれども。

委員長

実際の名称はどちらだったのですか。「協働」に括弧はついていたのですか。

地域振興部長

推進本部はついていないで、戦略の名前には「協働」のかぎ括弧がついているのですよね。ただ今これはないです。

委員長

使用されてきました、となりますね。

副委員長

協働事例集は括弧がついて。

地域振興部長

ついていないですね。

委員長

ではそれは協働事例集という括弧に全部入れますか。

地域振興課長

推進のところは、協働推進本部で括弧して。

委員長

それから、この報告はという段落ですが、丸数字がついた後ですね。3行目なのですが「北区は協働を進めどのようなまちづくりを目指しているのかを確認しておくことが必要となります」。「北区はどのように協働を進めどのようなまちづくりを目指しているのかを確認しておくことが」、というふうに「どのように」を協働の前に入れてください。

それから14ページの下から3行目の枠の中ですが、「市民社会」で「住民自治が実現され活力ある地域社会が創造されます」とちょっと住民自治がそう簡単に、部分的に実現なのですが、もう完璧に実現されているみたいなので、ここは「住民自治が強化され活力ある地域社会が創造されます」というのはどうでしょうかね。

委員

これはどちらかというと「強化され」の後に点が入った方が。

委員長

そうですね、点が入った方がいいですね。

副委員長

あるいは強化ではなくて、拡充され。

委員長

次に、最後まで含めて、最後の33ページ資料1、2は資料の部分ですが、私が気がついたのは「組織の説明」と書いてあるのですが、調査が最初に出てくるので、「組織の説明」ではなくて「資料の説明」とか。

委員長

33ページ。組織等の説明、ですかね。「等」を入れますかね。

委員

26ページいいですか。指定管理者制度のところなのですから。

「管理の中身が充実しているのはNPOということになります」と断定していいのかな。それから「コストを減らす手段として委託するということは絶対にあってはならないことです」と確かにそう思うのですけれども。

地域振興部長

最初にコスト削減ありきじゃいけないよという意味なのですよ。結果として出てくるけれども、それを目的にNPOを利用してはいけないよという趣旨の。

副委員長

でも、その前の発言のところで「生産性だとか利益だとかを考えない人たちの魂のあるボランティアな活動が地域を支えているという事実もあるのです」。これは指定管理者制度のことを言っているのかな。委託ですよ。

委員

でもその後で、「単純な金額の競争だけではなく」というふうに書いてあるわけですから、特別極端な意見ではないと思うのですけれどもね。

地域振興部長

間をカットしてしまったらどうですか。「委託するとき」の後「単純な金額」につなげてしまったら。「委託するとき単純な金額の競争だけでなく」というふうにしてしまえば。

委員

なぜ指定管理者制度を導入することになったかということから考えると、それもきちんとわかっていなくて書いている意見を言っている人もいますので、何かごっちゃになっているなという感じがします。

委員長

行政がNPOに委託するとき、「・・・」と入れない方がいいですよ。何か切ったんじゃないかと作弄的にとられるといけませんから。「単純な金額の競争だけではなく」に続くように。「コスト」から「です。」までを取るということで。

委員

言っていることがちょっと薄くなってしまいますね。せいぜい「絶対」という言葉を削るくらいでどうでしょう。言わんとしていることは、コストを減らす手段として委託することをやってはいけないということと言いたかったのではないのですか。「コスト」ということを言いたいのですよ。だから削るのなら「絶対」くらいを削ってここを残してもいいのではないですかね。この委員会でごくどうしろと言っているわけではないのですから。コラムという表現の中では、こういうご意見もあるということをあえて表現しているのであって。

委員

初めの方の「施設管理の委託では、単に清掃して鍵の開け閉めをするということではありません」と「やはり、管理の中身が充実しているのはNPOということになります」というこんな意見出たのかな。これは活動がとか、事業運営ならわかるのです。管理というのは、管理の専門家である行政の方がいいですよ。

委員長

だから、管理も広い意味で施設を管理するということから、行政管理という広い意味までありますので、ここでは広い意味での管理というふうに見ていけば管理の質が上がるとか、事業も含めた話になるのです。

委員

事実に基づいて書いているわけだから、余り削除してしまうとコラムの意味がなくなってしまう。先ほどの冒頭の集約した話で、コラムというのはそういうものだとして定義しているわけですから、余りこれはおかしいおかしいと削ったのだとするとすべてのコラムをもう一回チェックするという議論になるのではないですかね。

事務局

下の方に指定管理者制度の2つの項目があるのですが、これはどちらかという委託の方に入る形かなとも思います。

委員長

確かに委託ですね。委託の方に移しますかね。

地域振興部長

絶対あってはならないというのは正しくはないですよ。あることはあるですよ。正確に言うんだとすれば「コストを減らす手段としてのみNPOをとらえてはならない」くらいで、その後「行政などがNPOなどに委託するときは単純な金額の競争だけではなく」とすれば正確だと思うのですけれども。

委員

これはもしかしたらそういう意見なんだけれども、これを指定管理者制度に入れているのでちょっとおかしいということだけの話なのです。

委員長

では委託の方に移しましょう。

副委員長

30ページの(2)の最後の方にアスタリスクがありますよね。「北区型として、対行政だけでなく」。これは作業途中のメモがそのまま残ってしまっている感じなのですけれども。

委員長

消せばいいのではないですかね。

副委員長

「管理の中身が」というところは。

委員長

「事業の中身が」に直しましょうか。「事業」の方が恐らく言っている人の趣旨に合うでしょう。

委員

20ページの下から9行目の「全庁的な」とあるのですけれども、前回の議論でも出たところなのですが、これはこのまま生きるのですか。これは確認なのですが。前回の議論でこのまま通すということになったのですか。

委員長

まあいいのではないですか。「協働」を入れづらいところもあるのは事実なのですが。

さて、もう少しこれを読んでみていただいて細かい点も気づかれるのではないかと思います。技術的な点については事務局にお任せして、次の最終版をつくるまでに直していただく。ただ内容にかかわるところについては皆にもう一度戻していただくと。それは直前でいいです。内容にかかわるところは皆さんに事前に出していただいて最終回で決定するという手順にしたいと思います。

事務局

24ページのところ、コラムFということで「協働」マニュアルにかかわる意見として今いろいろご議論をいただいているのですが、留意すべきポイント自体が提言の内容になりますので、例えば、意見のところから提言の項目に持ってきた方がいいのではないかとか、そういった事について議論していただきたいと思っています。

委員長

わかりました。ここについては内容にかかわる部分が相当出てきそうだとということですね。次回はここを中心に意見調整をするということになると思いますので。

ところで、11月に最終を出すということは、12月に区長に出すということになるわけですよ。

地域振興部長

この報告を受けた後、区としてやらなければならぬ作業があるため、早目に会議は終わってし

まいりますけれども、任期はまだあり、促進委員会の組織そのものは今後も継続させていただくと。

委員

促進委員会が11月で終わるわけではないという意味ですね。

委員

図や表のような形で、促進委員会の関係図みたいなものは作れないでしょうか。

委員

今ごろこんな疑問を言うなとって怒られてしまうかもしれないのですが、この流れ図のこの内容について、区が協働相手として事業委託する場合のことが書いてあるのですが、「富士見橋」もそうだし「情報化推進」もそうだし「ぷらざ」もそうなのですが、どういう問題点があってそれを区民と一緒に議論をして区民と一緒に新しい仕組みをつくりましょう、そしてその一緒にやってきた相手に業務を委託する。しかし、いつかは競争原理でという話になると思うのですが、やはり、そういうものが大事だと思うのです。業務を出します、そこをどこがやりますか、そのときにだれが一番いいと判断しますか、そういう流れであり、新しい仕組み自体をつくりましょうと。そのとき一緒にやっている人たちがいて、そこに業務を出しますという関係はこの表には当てはまらない。今までうまくいった3つというのはこの流れじゃないという疑問があるのです。その辺は何も書かなくていいのですか。

副委員長

今おっしゃったように、既存の団体というのばかり書いているから、あるテーマとか問題について集まってきた人たちがつくり出すプロセスがないではないかと。

委員

ないというか、当てはまらない。確かにこの表の事業相手の選択というところまではそういうふうにも解釈できるのですが、ある事業相手の選択とかは公平の原理とかにいろいろとなってくるものですから、そこら辺がちょっと合わなくなってくるかなと思ったものですから。

委員

「リサイクラー活動機構」の場合は、「協働」という言葉はありませんでした。連携とか一緒にやろうよというそういうことだったのです。ごみとかりサイクルみたいな生活に密着するものは市民が主体になった方がいいということで、リサイクラー会議でシステムづくりしたのです。そして、拠点をつくらうということになって、それで私たちは実行部隊をつくらうと、エコライフ宣言の「リサイクラー活動機構」を立ち上げたわけです。そして、区の英断があって、「活動機構」に委託することができるという条例ができて、そのときにそういうリサイクルに関する市民団体は「活動機構」だけだったのです。先に活動ありきなのですよ。そこに委託をしたということなのです。

委員長

入札して複数の団体が入ってくるという状況ができている場合、経済学でいう「市場がコンテストである」ということなのですね。いろいろな業者や事業者がいて類似の活動をしているからどこが一番いいかという選択するのですが、今のリサイクルの問題はほかにそういう団体があるわけではないし、情報化についても、NPOへ委託するとしてもやってもらえるところはある程度限定されている。「ぷらざ」も同じだと思うのです。今までかかわってきた人たちがいて、そこに川口市の人たちがきて「競争しましょう」というような話にはならないと思うのです。民間企業の入札の場合も、地元には本社がある会社などという限定をする場合がありますから、「地元で活動している人たち」というような限定は公平だと思うのです。ただ、いろいろな活動が協働化し、複数の団体で競合する話

になったときに、入札の仕組みをちゃんとつくりたくないとならないのかもしれませんが。

委員

だからそういう市場がある場合はよくわかるのですが、全く新しいものを考えるときには当てはまらない。しかし、その議論は除いておいていいという話なのですね。

委員長

相手が1社しかなければこの場合1社入札ということになるんじゃないかと思いますね。

委員

そこも嫌だと言ったら消えちゃうわけですよ。

委員

そういうところは今回の議論からは外してもいいということですね。

委員長

確かに何か触れる必要があるかもしれませんがね。それから、「協働市場」については「市場」と言っているのかどうかということもあります。

それでは、今後の日程を決めたいと思うのですが。

次回は11月15日です。11月15日の前に最終版をつくって送っていただくということになります。10日ぐらいまでに資料をいただければいいですね。それをつくるのにいつまで意見を出さなくてはいけないかということなのですが、11月1日、2週間でもう一度読んでいただいて意見を出す。そのうち技術的な問題だと思う部分と内容にわたる部分というのは区分けしていただいて、事務局でその判断をしてもらおう。内容にわたるところはそれを整理して、最終案に下線か何かを入れておいてくれるとわかりやすいですけども。事前に、最終案のところその意見をつけて11月10日までに送っていただくと、そして15日にそれを議論するという手順でいきたいと思います。よろしいですか。

これで第12回の促進委員会を終わります。

閉 会